

4600022

53779

名古屋市中区金山2-10-9 第8
フクマルビル5階

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

愛労発基 0426 第9号
令和5年4月26日

御中

愛知労働局長



騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（周知依頼）

平素から労働基準行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところで

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、別添のとおり「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を御理解いただき、傘下事業場、会員等に対して、改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

愛知労働局労働基準部健康課

TEL:052-972-0256